

令和 8 年度税制改正（案）について

「令和 8 年度税制改正の大綱」については令和 7 年 12 月 26 日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が令和 8 年 2 月 20 日に国会へ提出されました。現在、国会において審議中の市町村税に関する主な概要は以下のとおりです。

1. 個人住民税関係

個人住民税について、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として次の措置が講じられます。

なお、実施については、令和 9 年度（令和 8 年所得分）個人住民税の課税からとなります。

| 改正事項 | | 改正内容 | |
|------|-------------------|---|--------------|
| ① | 給与所得控除の見直し | 給与所得控除の最低保障額の 65 万円を 9 万円引き上げ、 <u>74 万円</u> とする | |
| ② | 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ | 現行 | 改正案 |
| | | 58 万円 | <u>62 万円</u> |
| ③ | 勤労学生に係る所得要件の引き上げ | 現行 | 改正案 |
| | | 85 万円 | <u>89 万円</u> |

ただし、次の措置は、令和 10 年度（令和 9 年所得分）個人住民税の課税からとなります。

| 改正事項 | | 改正内容 | |
|------|------------|-------|--------------|
| ④ | ひとり親控除の見直し | 現行 | 改正案 |
| | | 30 万円 | <u>33 万円</u> |

2. 固定資産税関係

①新築住宅に係る税額の減額措置の延長

新築住宅の固定資産税の減額措置について、住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進するため、床面積要件を引き下げたうえで、適用期間が延長されます。

【改正内容】

| | 改正前 | | 改正後 | |
|---------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| | 居住用部分床面積要件 | 減額適用期間 | 居住用部分床面積要件 | 減額適用期間 |
| 3 階建以上の耐火構造住宅 | 50 ㎡以上 280 ㎡以下 | 最初の 5 年度分 長期優良住宅は 7 年度分 | <u>40 ㎡以上</u> <u>240 ㎡以下</u> | 最初の 5 年度分 長期優良住宅は 7 年度分 |
| 上記以外の住宅 | 50 ㎡以上 280 ㎡以下 | 最初の 3 年度分 長期優良住宅は 5 年度分 | <u>40 ㎡以上</u> <u>240 ㎡以下</u> | 最初の 3 年度分 長期優良住宅は 5 年度分 |
| 減額対象 | 居住部分の床面積 120 ㎡分の税額が 1 / 2 | | 居住部分の床面積 120 ㎡分の税額が 1 / 2 | |
| 適用期限 | 令和 8 年 3 月 31 日まで | | <u>令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年延長）</u> | |

その他（省エネ改修等）税額の減額措置の床面積要件についても、同様に引き下げのうえ、適用期間が 5 年延長されます。

②固定資産税の免税点の見直し

物価指数等の上昇を踏まえ、令和9年度以後の年度分の固定資産税の免税点が引き上げられます。

【改正内容】

| | 改正前 | 改正後 |
|------|-------|-------------------|
| | 免税点 | 免税点 |
| 土地 | 30万円 | 変更なし（地価下落により据え置き） |
| 家屋 | 20万円 | 30万円 |
| 償却資産 | 150万円 | 180万円 |

3. 軽自動車税関係

軽自動車税（環境性能割）の廃止

軽自動車税（環境性能割）は、軽自動車の取得の際、燃費基準達成度等に応じて軽自動車の取得価額に2%までの税率で課税されていますが、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって軽自動車税（環境性能割）が廃止されます。

なお、軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う地方税の減収分については、全額地方特例交付金により措置されます。

4. 今後の予定

- 3月末 税条例等の一部を改正する条例専決処分
- 6月議会 税条例等の一部を改正する条例専決処分報告